

伊東市役所地球温暖化対策実行計画

— 2021 年度（令和3年度）実施状況 —

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、伊東市役所地球温暖化対策実行計画について、2021 年度（令和3年度）の実施状況を公表します。

1 温室効果ガスの総排出量削減状況

市有施設の総排出量は 13,720 t-CO₂ となり、また、床面積 1 m² 当たりの排出量（排出原単位）は、102.8 kg-CO₂ となりました。

基準年度比では、それぞれ 16.63%、2.92%削減となりました。

	2013 年度 (基準年度)	2021 年度	2022 年度 (目標年度)	2030 年度 (目標年度)
総排出量※ (t-CO ₂)	16,457	13,720	11,181	8,037
増減率 (%)	—	▲16.63	▲16.52	▲40 以上
排出原単位 (kg-CO ₂)	105.9	102.8	/	52.0
増減率 (%)	—	▲2.92		▲39.95

※総排出量の数値は、「2 分野別目標の状況」の「(2) 物品等の使用に当たっての配慮」及び「(3) 廃棄に当たっての配慮」の合計を合算したものととなります。

2 分野別目標の状況

温室効果ガスの総排出量を削減するための配慮行動として、次のとおり行動しました。

(1) 物品等の購入に当たっての配慮

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した製品の購入に努めました。

環境に配慮した製品の購入内容（グリーン購入調達品の内容）
(主なもの) ・古紙配合率の高い用紙、白色度の低い製品（コピー用紙・更紙・OA 用紙等） ・再生紙が使用されている製品（事務用品（附箋、こより紐、紙紐、封筒等） トイレトペーパー等） ・その他紙以外から再生された製品（トナーカートリッジ・ボールペン・マーキングペン・作業服・タイヤ等） ・詰替え可能な製品（事務用のり・液体石鹸）

- ・公用車の購入に当たっては、一部の車両を低公害車にしました。（リース開始含む。）

	台数	車両仕様	備考
軽自動車	1	H30 排出ガス基準 75%低減車	
	1	H30 排出ガス基準 50%低減車	

(2) 物品等の使用に当たっての配慮

項目 (単位：t-CO ₂)	2013年度 (基準年度)	2021年度	増減率	2030年度 (目標年度)
電気	13,986	11,329	▲18.9%	数値設定なし (努力目標)
都市ガス	217	188	▲13.4%	
LPG	293	634	116%	
ガソリン	223	141	▲36.8%	▲28%
軽油	335	217	▲35.2%	▲28%
その他	1,094	965	▲11.7%	
合計	16,148	13,474	▲17.2%	▲40%

※上記各数値(単位：t-CO₂)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。
 ※ガソリン・軽油は車両燃料分のみとし、国の地球温暖化対策計画：運輸部門の削減内容とした。

項目 (単位：使用量)	2013年度 (基準年度)	2021年度	増減率	2030年度 (目標年度)
コピー用紙(kg)	58,503	71,429	32.4%	数値設定なし (努力目標)
水(m ³)	198,545	180,441	▲9.1%	

【2021年度(令和3年度)の状況等】

- ・LPG(プロパンガス)使用量については、基準年度に比べて各小中学校で空調設備が整備されたこと、学校給食センターの稼働により増加した。
- ・ガソリン、軽油、その他に関しては平成28年度に消防関係施設が駿東伊豆消防本部の管理となったため、全体的に削減されている。
- ・その他の使用量については上記消防関係施設の減、老人ホームと湯川終末処理場等のA重油使用量減による。
- ・コピー用紙に関しては新型コロナウイルスの感染拡大防止の通知等により使用量が増加した。

(3) 廃棄に当たっての配慮

項目	2013年度 (基準年度)	2021年度	増減率	2030年度 (目標年度)
可燃ごみ(t)	309	246	▲20.4	▲17%

※上記各数値(単位：t-CO₂)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。
 ※伊東市一般廃棄物処理計画に基づき、基準年度比1%/年の減とするが、同計画の改定があった場合は見直すものとする。

(4) 設計、施工に当たっての配慮

温室効果ガスの排出の少ない施工や廃棄物の減量に努めました。

設計、施工の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・使用建設機械は、排出ガス対策型を使用する設計とした。 ・埋戻材や路盤材の砕石は、再生材を使用する設計とした。 ・建設工事は、排出ガス対策型の機械を使用するようにした。 ・施工にあたり、無駄なアイドリングをしないよう指示した。

(5) 修理、解体に当たっての配慮

受注者への分別排出の指示を徹底し、建設廃棄物の再資源化に努めました。

修理、解体の内容
<ul style="list-style-type: none">• 事業者からの分別解体等の計画等の提出を徹底した。• 残土処理においては、他事業との情報交換により調整流用に努めた。• アスファルト及びコンクリート等の廃棄物は、リサイクル処理を義務付けた。• 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を適切に運用した。• 解体工事の設計に関して、廃棄物発生量削減のため分別解体・処分とする設計内容とし、これらを受注者に対して徹底するよう指示した。• 事業者に建設廃棄物処理計画書の提出を義務付けた。

以 上